命令調を使った津波避難の呼びかけ

～大震災で防災無線に使われた事例と，その後の導入検討の試み～

メディア研究部（放送用語）井上裕之

はじめに

死者・行方不明者を合わせると1万9,000人を超える被害が出た東日本大震災では，津波から住民をいかに早く避難させるかが大きな課題となった。震災後，国の中央防災会議に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は2011年9月に報告をまとめ，この中で「津波被害を軽減するための対策について」という項目で「地震・津波に強いまちづくり」「津波に対する防災意識の向上」などとともに「円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり」を掲げた。そしてその基本的な考え方の1つとして「津波警報や避難指示等は，行政や住民等にとって避難行動をとるための最初のきっかけとなる情報で命に関わるものであることから，発表する内容とその伝え方は極めて重要であり，警報自体の内容改善，情報伝達体制の充実・強化に取り組む必要がある」と位置づけ，警報や避難指示などの内容や伝え方の重要性を強調した。

こうした状況にあって，震災発生の当日，茨城県大洗町が，「避難せよ」などの命令調の表現で住民に避難を呼びかけていたという防災行政無線（以下「防災無線」）の放送事例を，「放送研究と調査」（2011年9月号）で報告した。その後さらに調べた結果，こうした事例は他の自治体にもあることが明らかになった。

そこで本稿でははじめに，震災の際に防災無線で命令調を使った，宮城県の女川町と石巻市の事例を報告したい。当時使われたことばとその使用状況を明示し，「正常化の偏見」と呼ばれる災害時の心理的な働きとの関連から意味付けを行う。そして他の命令調の表現と比較したり，当時の発話状況を検討したりして，どのような特徴があったのかを論じる。

次に，震災後に防災無線の放送内容を見直し，命令調の表現を取り入れようと検討している岩手県釜石市の試みについて報告する。

最後に，法律上「避難」は，市町村長が「勧告」「指示」するものであり，「命令」するものではないとされているが，「法律上の命令」と「表現としての命令調」とを区別する現実的な必要性について指摘したい[1)]。

なお，本稿は2011年9月に行った市町村へのアンケートをもとに，同年12月に現地調査をして，執筆した[2)]。

1.「逃げろ」と呼びかけた2つの自治体

女川町と石巻市では今回，「逃げろ」ということばで放送していたことがわかった。ではどのような状況で，使っていたのだろうか。

1-1. 波にのまれる直前に「逃げろー!」～女川町の事例

【事前に準備した原稿で放送開始】

宮城県女川町は，太平洋に突き出た牡鹿半島の付け根の東側に位置する，人口8,000余りの町である。今回の津波で太平洋に面した町の中心部は壊滅的な被害を受けた。このうち海から300メートルほどの町役場は3階建てであったが，屋上近くまで水没した。死者・行方不明者は2012年1月11日現在で936人に上る（県のまとめ）。

災害対応にあたった女川町企画課防災係の阿部清人係長（45歳）によると，3月11日当日は，揺れた直後から防災無線の放送を始めた。放送は，企画課の女性職員が海の見えない3階の無線室で行った。大津波警報が出ると，阿部係長はこの職員に5分に1回程度の割合で放送を繰り返させた。そのときの文章は，事前に準備した次のような原稿であった。

「女川町企画課からお知らせいたします。
大津波警報が発令されましたので，至急高台に避難してください。」
（計2回繰り返し）

放送は59基ある屋外スピーカーや，戸別受信機で住民に伝えられた。このとき，阿部係長は，2階の企画課執務室や災害対策本部で，職員を住民の避難誘導に向かわせたり，海の方角を見たりしていた。「最初の大きな揺れで，みんな津波が来ると思っていた」と話す。

【水没直前に叫ばれた命令調「逃げろー！」】

最初に役場庁舎に来た津波は高さ2メートルほどで，「水位の上昇」という感じだったという。そのしばらく後に，水平線上に白波が見え，「津波が来た」と認識した。その波しぶきが，海面から5メートルほどの防波堤を乗り越えるのを見た時点で，かなりの高さだと判断し，女性職員に，「～課からお知らせいたします」の文言を省き，間を置かずに繰り返して放送するよう指示した。すでに津波が向かってきているので，表現は次のようになった。

「大津波が押し寄せています。
至急高台に避難してください。」

津波が陸に達すると次々と建物をなぎ倒し，役場庁舎にも押し寄せた。「役場も水没する」と判断した阿部係長は，大声で全職員に屋上退避を指示。1階が水没，2階も水没したため，3階に上がって無線室に駆け込み女性職員も屋上に退避させた上で，自身がマイクに向かって次のように命令調で叫んだ。

「逃げろー！高台に逃げろー！」

この放送と同時に無線室にも海水が流れ込んで放送機材やマイクが水没したため，部屋を飛び出して屋上に避難した。阿部係長は当時

被災した無線室に立つ阿部係長

の心境について「水が流れ込んでこなければ，『最後の放送です。役場が水没します』と放送するつもりだった。そう伝えれば，海の見えない地区にも『大変なことが起きている』と伝わると思ったから」と語っている。

【伝わった，陸側から襲う津波の切迫感】

女川町は東側も太平洋に接しているが，丘陵を挟んで西側も，石巻湾につながる「万石浦」という湖に接している。今回，東側で町の中心部を襲った津波は，牡鹿半島を横切る形で丘陵を乗り越え，西側にまで達した。つまり西側の集落では，万石浦側からではなく，その反対の陸側から津波が襲ってくるという想定外の事態が生じていたのである。丘陵に阻まれて津波の襲来を見ることができないこの地区で，放送はどう聞かれたであろうか。

西側の集落のある「浦宿浜」という地区を中心に20人に尋ねたところ，グループホームに勤める従業員ら3人が，「逃げろー!」という放送を記憶していた[3)]。3人は当時，施設に入所しているお年寄りを，車に乗せて近くの別の施設に避難させる作業の最中だった。このうち，女性従業員（68）は，屋外で入所者を車に乗せていたときに放送を聞いた。

「突然，男性が悲鳴のような声で，大津波が来ているから逃げてと叫び，そこで放送が途切れた。実際には波は見えないが，『やはり津波が来ている。とにかく一刻も早く逃げなければ』という思いになった」

避難先の施設で屋外に出たときに放送を聞いた別の女性従業員（49）は次のように語る。

「放送の内容ははっきり聞き取れなかったが，大変なことが起きていると思った」

また施設管理者の女性（51）は，車で入所者を移動させているときに放送を聞き，次のように語る。

「男の人の，悲鳴のような，まるで目の前まで津波が迫ってきたような必死の声だった。さらに放送が途切れたので，何かとんでもないことが起きていると思った。目の前で波を見たわけではないし，津波の規模もわからなかったが，『町なかは，いったいどうなったの?』『経験したことのないようなことが起きているのではないか?』と思った。『まさかここまでは津波は来ないだろう』とどこかで思っていたが，放送を聞いて『ここまで来るかもしれない』と思い，もっと上に逃げようと思った」

そしてこの女性は，この放送などをきっかけに，指定された避難場所よりさらに高い住宅地に入所者を避難させる行動をとった。

つまり聞き手は，津波を直接見ていないにもかかわらず放送によって心理的な切迫感を感じ取り，それが避難という行動に結びついたと言えるだろう。

【放送が防いだ「正常化の偏見」】

この放送の意味について，「正常化の偏見」と呼ばれる災害時の心の動きを「防いだ」という視点から整理したい。東京大学大学院教授で災害情報研究者の第一人者だった廣井脩は，「正常化の偏見」を「事態の切迫を直接に知覚しない限り人びとは楽観的な情報を受け入れ危険を警告する情報を拒否する傾向がある」（廣井（1982）p.141）と位置づける。こうした心の動きが，災害時の避難行動を阻んでいるという。

これについて前述の従業員は，「実際には波は見えないが，『やはり津波が来ている』」と

感じたと語り，施設管理者は「『経験したことのないようなことが起きているのではないか?』と思った」と語っている。これは，津波の襲来を具体的にイメージしたり，経験したことのない事態の発生を想像したりすることができた，ということである。つまり，放送によって「事態の切迫」を「知覚」し，「正常化の偏見」に陥らずに済んだと言えるのではないだろうか。実際には「役場が水没」するということばは発せられなかったが，聞く側の想像力がそれを補ったと推測される。放送は，「事態の切迫」という大切な部分を，よく伝えていたということになる。

【通常とは異なる表現の使用】

では，何が「正常化の偏見」を防いだのか。今回の放送は，通常とは異なる音声・形態で構成されていたことが特徴的であった。具体的には▼悲鳴のような声，▼直後に放送が途切れたこと，▼声が男性に代わったこと，などが挙げられる。加えて表現の面でも，「逃げる」ということばが，それも命令形で使われていた点で，通常とは異なっていたと言えるだろう。

【事態を直接的に伝える「逃げろ」】

こうした緊急の際の避難呼びかけ表現としては，「避難しろ」「避難せよ」「避難!」「逃げろ」「逃げて」などが考えられる[4)]。これらについて，ニュアンスの違いの面から，比較・検討してみたい。

まず辞書上の意味は▼「避難」は「災難を避けて安全な場所にのがれること。」(『明鏡国語辞典』) とある。▼一方「逃げる」は「①捕まらないように相手の手の届かない所へ急いで去る。」(同) などとある。つまり「逃げる」は，追いかけてくる相手や急いでいるという要素が含まれている。追いかけてくるものが目の前に迫っているときにはより適した表現だ。

また「避難」が漢語であるのに対して，「逃げる」は和語で，より身近に感じられる直接的な表現と言える。さらに同じ命令形でも，「避難せよ」が文語的であるのに対し，「避難しろ」「逃げろ」は口語的である。文語的な表現は，あらかじめ用意された文章を読み上げる場合は不自然ではないだろう。しかし，聞く側からすれば，口語的なしゃべりことばのほうが，より身近なことがらに感じられる。「逃げて」は「逃げて（ください）」の省略と考えられ，命令形の「逃げろ」よりも「依頼」の要素が高くなってくる。

これらの点から「逃げろ」は，他のことばに比べ，当時の切迫した事態を最も直接的に伝える表現であったと考える。

【放送で使いづらい「～しろ」の使用】

一方，「逃げろ」という命令形の表現は，公共性の高い防災無線放送で通常は使われない表現でもある。日本語学研究者で京都橘大学教授の安達太郎は，言語上の「命令」の成立条件を述べる中で，「日常会話で『しろ』のような命令文は女性が使うことはほとんどないし，男性でも発話状況が整わなければ滅多に使えないと思われる」と述べる（安達（2002）p.48）。つまり放送で「逃げろ」ということばを使うことは，▼避難を命令する法的権限を持たない自治体から，強制性が感じられる表現で住民に放送すること，▼女性が使いづらい表現を公共性の高い場で行政職員が使うこと，▼直接目の前に呼びかける相手がいない場で口語的なことばを発すること，などの点で，抵抗感が強いと考える。

今回は，こうした抵抗感にもかかわらず，「逃

げろ」という直接的かつ命令形の表現が放送に飛び出してきたことが，聞く側に衝撃を与えて「気づき」をもたらし「ただ事ではない」という印象を与えたのではないかと考える。なお，こうした表現が出てきた背景には，伝え手自身が「直接」，巨大津波を見，その危険にさらされたことがあったことを，改めて指摘しておきたい。

1-2. おうむ返しで「逃げろ！」と放送 ～石巻市の事例

【意図せず口を突いて出たことば】

石巻市は2005年に他の6町と合併して大きくなり，現在は人口が約15万，宮城県で仙台市に次ぐ大きさである。沿岸部は今回の津波で壊滅的な被害を受け，死者・行方不明者は2012年1月11日現在で3,777人に上る（県のまとめ）。

市の防災無線は，合併前の区割りで放送され，今回調べた石巻市役所での放送は，旧石巻市となる「本庁地区」での放送となる。放送は174基の屋外スピーカーで伝えられた。

本庁地区の放送でアナウンスしたのは，市の防災対策課の佐々木瑠美主事（29歳）である。地震発生直後，揺れが収まらないうちに，防災対策課の隣の無線室に入って放送を始め，19時半ごろまで断続的に放送を続けた。

佐々木主事によれば，大津波警報が出てからの主な放送内容は次のようなものであった。

「大津波警報，大津波警報。
宮城県沖に大津波警報が発表されました。
沿岸・河口付近から離れてください。
至急高台へ避難してください。」

このように，「敬体（ですます調）」で放送を続けていたが，15時半ごろまでに1回だけ，おおよそ次のようなことばで放送した。

「直ちに避難しろ！ 高台へ逃げろ！」

佐々木主事によれば，これは，上司からの指示の口調をそのままに，いわば「おうむ返し」のように口を突いて出てきたことばだったという。隣の防災対策課も地震対応で怒声が飛び交い，騒然とする中，上司の1人が「『早く避難しろ』と言え！」「繰り返し！」などということばで指示をしてきたため，勢い，そうした口調がうつったようになった。すぐ元の表現に戻して放送を続けたが，意図せず出た命令調のことばについて佐々木主事は「今，振り返れば『逃げろ』というような命令調のことばは，ふだんの防災無線の放送はもとよりプライベートでも，女性であることや年齢的な面からして乱暴に感じられるので，自分は使わない表現だ。しかし，当時は避難する車が渋滞している情報なども入ってきていたため，気持ちはこのことばどおりだった」と語る。

佐々木主事は，震災当時を振り返る会話の中で，放送を聞いた同僚から，「せっぱ詰まった声だった」と何回か感想を聞かされた。また「命令形で放送していたね」と言われたこともあったといい，同僚は当時の放送から，強い印象を受けていたことがうかがえる。

【命令調が生まれた背景】

この事例では，命令調のことばが使われたのは一瞬で，再び表現を元に戻しているため，それが住民にどのように受け止められたかを調べるのは難しいと考える。ここでは，こうした表現が表れた要因について考えたい。

この命令調のことばは，上司と部下とが，隣り合った部屋で作業する中で出現した。当時上司は，防災対策課の部屋から，ドアの開け放たれた出入り口を通して，隣の無線室にいる

無線室に座る佐々木主事（再現）
右奥は防災対策課の部屋

佐々木主事に指示を出していたのである。

部屋が隣り合わせという配置は，必ずしも当たり前のことではない。石巻市も旧庁舎では，防災対策課と無線室は別の階に置かれていた。しかし，震災の1年前の2010年3月の庁舎移転の際に，課の要望によってこの状況が改められ，隣に置かれたのである。

つまり石巻市では，災害に対応する課員と防災無線を放送する職員とが，騒然とした場や現状認識，心情，それにことばなどを共有する中で，命令調のことばが放送に出現したのである。女川町のケースで述べたように，命令調の表現は，いざ使おうと思っても，発話状況が整わなければ簡単に口から出てくるものではない。緊迫感の伝わる放送をするのにはどのような環境が必要なのかという点で，石巻市の放送は示唆に富む事例と考える。

2. 呼びかけ方を見直した釜石市

釜石市は，震災を受けて防災無線の呼びかけ方をいち早く見直した自治体の1つである。釜石市の人口は約3万8,000で，震災の死者・行方不明者は2012年1月17日現在で1,054人に上る（釜石市まとめ）。大震災後，気象庁の津波警報の情報文に関する検討会[5]のメンバーも務めた防災課の山田守課長によれば，見直しのきっかけは，震災当日の放送への反省からであった。

【震災当日の放送】

地震発生から3分後の14時49分に気象庁から「大津波警報」「予想される津波の高さ3メートル」と発表されると，釜石市は「避難指示」を出して，まず次のように放送した。

（サイレン）

「ただいま，岩手県沿岸に大津波警報が発表されました。

高いところで3メートル以上の津波が予想されます。

火の始末をし，海岸付近の方は近くの高台か避難場所に避難するよう指示します。」

（計3回繰り返し）

※これを14：50～15：17に8回放送

この内容は市内に設置されていた96基の屋外スピーカーで放送された。

釜石市の放送の特徴としては，①気象庁発表の「予想される津波の高さ」を「3メートル」と具体的に入れた，②地震の揺れ自体が尋常ではない大きさであったことから，念のためその数字に「以上」をつけて，「3メートル以上」として放送した，③「大津波警報」が出たことで「避難指示」を発令したため，放送も「指示します」という表現にした（「津波警報」であれば，「避難勧告」を発令し，「避難してください」という表現をすることになっていた）ことなどが挙げられる。

その後気象庁は，釜石市の予想どおり，15時14分，大津波警報をかさ上げし，岩手県に

予想される高さを「3メートル」から「6メートル」に変更した。これを知った釜石市は，「さらにもっと大きな津波が来るかもしれない」と考え，次のように具体的な数字を「入れない」表現に変えた。

（サイレン）

「ただいま，岩手県沿岸に大津波警報が発表されております。

海岸付近の方は，近くの高台か避難場所に避難するよう指示します。」

（計3回繰り返し）

※これを15：22～15：38に9回放送

そして気象庁は実際に，予想される津波の高さをもう一度かさ上げして「10メートル以上」に変更するのである。

【当日の放送への反省】

こうした釜石市の対応は，常に津波の予想について先を読んで行っていたものとも言えるが，結果的に裏目に出る。放送を聞いていた人の中には，押し寄せる津波の高さは3メートル程度と思い込み，防波堤や防潮堤の高さから見て津波は襲ってこないなどと，実際よりも小さく見積もってしまった人がいたのである[6)]。釜石市も「大津波警報は，岩手県沿岸に当初3mとの高さの予報であったため，津波は防潮堤を超えないと自己判断し，避難しなかったことにより犠牲となった方が多くいたと推定される」との見解を示している[7)]。

こうした反省から市の防災課は，震災当日の放送がどうであったか，折に触れて住民から意見を聞いた。その結果，上記のように「具体的な数字が独り歩きした」という点のほかに，「通常の行政からのお知らせ放送のようで，危機感や緊迫感が伝わってこなかった」という声も大きかった。これは「丁寧でゆっくりした口調で放送するのが行政の務め」という考えに見直しを迫る意見であった。

【新たな方針】

このため防災課では，「誤解を与えない」「逃げるための最後のひと押しとなる」放送のあり方について話し合い，去年の秋，次のような新たな方針を打ち出した[8)]。

（1）基本的な呼びかけ文は設けるが，予想される津波の具体的な高さは入れない。

（2）それ以上の状況が起きている場合についてはマニュアルを作らず，その場の判断で放送する。その場合，危機感を出すための工夫をする

①命令調を使うなどして短く簡潔な文章を連呼する

②市長など通常とは異なる人が放送する

③地震発生からの時間を伝える

④サイレンを多用する

（1）は，大津波警報，津波警報，津波注意報の3つに分けて，3種類の文章を用意している。これはこれまでとほぼ同様のものである。例えば大津波警報の場合は次のとおり。

「ただいま，岩手県沿岸に大津波警報が発表されました。非常に高い津波が予測されます。ただちに近くの高台か避難場所に避難するよう指示します。」

また，今回の反省をもとに具体的な予想の高さの数字は入れないことにした。過小評価につながる誤解をおそれてのことである。ただ，「10メートル以上」などの大きな予想であれば，避難する意思を促すので，放送してもいいと考え

ている。

(2) の，それ以上の状況かどうかについては，最初の地震の揺れの大きさによっても左右されるし，同じ警報であってもチリ沖などで起きる遠地地震の場合は数時間前に出されるため，緊急性が異なってくる。こうしたことから「マニュアル」にすることは難しいと考え，作らないこととした。

(2)－①は，例えば「大津波警報が出ました。直ちに近くの高台に避難するよう指示します」と伝えていたところで，もし状況がせっぱ詰まってきたと判断した場合は，「大津波，避難せよ」などと，短く簡潔に，連呼する。命令調でなくてもよい。ただし放送の目的はゆっくり丁寧に話すことではなく，避難を促すことにあるので，大洗町の事例などを踏まえると，命令調は有効だと考えている。

(2)－②は，ふだんの放送は防災課（夜間は消防）の職員が行うが，緊急時には市長自身にマイクを握ってもらうという案である。文案は「釜石市長です。大津波です。みなさん，逃げろ（あるいは「逃げなさい」）」など。市長がいない場合は副市長や部長でもよい。要はふだんと違う人が出ることで，「いつもと何か違う」と思ってもらうことにある。

(2)－③は，地震発生からの時間を伝えることで，すでにどれだけ貴重な時間が経過したかを伝え，逃げる契機にしてもらおうという案である。津波到達予想時刻を基準に「あと何分」とすると，予想がずれた場合に危険であることから，それを避けた。

(2)－④は，釜石市は，山と山に挟まれる地域が多くあって，防災無線が反響するなどして聞こえづらいケースが多いことから，考えられている。

【「表現の使い減り」を避けるために】

釜石市の見直しにはいくつもの提案が盛り込まれているが，このうち「命令調」の表現について考察を加えたい。大洗町が命令調で津波避難を呼びかけたことについて報告した拙論（井上（2011））では，今後の課題として，「仮に命令調を使って呼びかけて，実際には津波が来なかったことが繰り返されれば，いずれその表現にも住民は慣れてしまうだろう」として，いわば「表現の使い減り」とも言える事態の危険性について触れた。

今回の見直しにあたって釜石市もその危険性を踏まえ，「マニュアルは作らない」という慎重な姿勢で臨んでいる。つまり，例えば「大津波警報の発令，即，命令調の呼びかけ」とはしないということである。「命令調で放送して，津波が来なかった場合，必ずや住民からは苦情が来るだろう」という趣旨のことを山田課長は語っている。いわば「オオカミ少年」になることを少しでも避けて，本当に必要なときだけに使う姿勢を示しているのだ。「本当に必要なとき」の見極めは，極めて難しいと考えるが，こうした姿勢は，「表現の使い減り」を避け，ことばの効力を長持ちさせると考える。

一方，今後の課題として，山田課長は①聞く側の住民の意識の改善，②多様な媒体で伝えること，の重要性を挙げている。

まず①について山田課長は，▼役所や防災無線の施設が被災する可能性もあるので，役所の情報に頼り過ぎるのは危険である。「地震が来たら逃げる」のが基本であることを忘れてはいけない。▼予想が外れて津波が来ないという経験を繰り返せば，放送をしても「どうせまた来ない」と思って逃げない人は必ず出てくる。予想ははずれるから逃げないという発想で

なく，津波が来なかったことを喜び，次も逃げるという意識になってほしい，などと語る[9]。

②については，やはり防災無線施設が被災することもあり得るので，ラジオやメールなどの多様な媒体で知らせるのが，よりよいと考えている。

今後の課題

自治体にとっての命令調の表現は，法律上の権限の「命令」と関係して語られる可能性がある。例えば，「避難を命令する法的権限がなければ，命令調の表現は使えないのではないか」などといった議論である。しかし，緊急事態において，「法律上の命令」と，「表現としての命令調」とは，区別して考えなければならないだろう。

大洗町も含め，東日本大震災の際に防災無線で命令調を使っていた自治体の事例を調べると，どこも法律上の権限があって命令調を使っていたわけではない。緊急事態において，命令調の表現は，災害に関する情報や知見を持つ情報の送り手が，それらを持たない聞き手に対し，事態の緊急性の高さゆえに少しでも聞き手の迷いを減らそうとして使う，表現上の手段であったと言える。その表現を使ったことは，住民の命を救い被害を最小限に抑えるという，行政としての使命を遂行するために必要な行為であったと言えるだろう。

釜石市ではこの命令調を，慎重にではあるが，あらたな呼びかけの一手段として導入している。今後どのように使われ，どのように受け止められていくのかを検証することが，津波避難の呼びかけ表現のあり方を探るのに役立つことになろう。　（いのうえ ひろゆき）

注：

1）災害対策基本法　第60条「災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，人の生命又は身体を災害から保護し，その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは，市町村長は，必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対し，避難のための立退きを勧告し，及び急を要すると認めるときは，これらの者に対し，避難のための立退きを指示することができる」（下線筆者）

2）アンケートは岩手，宮城，福島で被災した57の市町村に対して郵送で行い，28の回答を得た。なお，文中の人物の年齢は調査時のものとした。

3）この3人は偶然，平時より阿部係長と知り合いであった。名乗って放送したわけではないが，3人の中には，放送を聞いた時点で声の主が阿部係長であるとわかった人もいた。

4）「逃げる」の命令形は「逃げろ」のほかに「逃げよ」があるが，文語的に過ぎると考え，ここでは論じなかった。

5）気象庁の「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」

6）▼NHKの「クローズアップ現代『どう避難をうながすか　変わる大津波警報』」（2011年11月9日放送）や，▼朝日新聞の記事「『津波3メートル』独り歩き　防災無線，停電で情報更新不能に　東日本大震災」（2011年4月20日夕刊）などによる。

7）国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（第9回）」（2011年9月10日開催）に，野田武則釜石市長が提出した資料より抜粋。

8）現段階での方針を筆者が聞き取ってまとめたもの。気象庁が発表する情報文のあり方の内容しだいでまた一部変更があり得る。

9）釜石市は，群馬大学大学院教授の片田敏孝を迎えて地域で津波防災教育を行っており，こうした考え方についても片田から学んでいるとのことである。

参考文献：

・安達太郎（2002）「命令・依頼のモダリティ」『新日本語文法選書 4　モダリティ』（くろしお出版）

・井上裕之（2011）「大洗町はなぜ『避難せよ』と呼びかけたのか～東日本大震災で防災行政無線放送に使われた呼びかけ表現の事例報告～」『放送研究と調査』9 月号（NHK 出版）（一部加筆修正した改訂版を『NHK 放送文化研究所年報 2012』〈NHK 出版〉に掲載）

・廣井　脩（1982）「災害とマス・メディア」『災害と人間行動』（東京大学新聞研究所編）

・福長秀彦（2012）「巨大津波襲来と警報・メディア～想定外をどう伝えるか～」『放送研究と調査』 1 月号（NHK 出版）

・村上三寿（1993）「命令文―しろ，しなさい―」『ことばの科学 6』（むぎ書房）